

# 松戸市建物状況等調査業務委託仕様書

## 1. 名称

松戸市建物状況等調査業務

## 2. 業務期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月末日まで

## 3. 業務内容

### (1) 対象施設の資料収集・整理

「松戸市公共施設白書」に記載している施設のうち、調査対象となる施設の工事履歴資料、各種点検結果などの資料の収集、整理並びに施設管理者に対するヒアリングを行うとともに必要に応じて現地調査を実施する。調査対象施設は概ね 100 施設を上限として、本市と協議の上、決定するものとする。

現地調査の実施にあたっては、あらかじめ検査を実施する日時と検査の概要について、施設管理者並びに市担当者とは十分打ち合わせし、承諾を得るとともに、法定点検の結果等を事前に分析し、効率的な現地調査に臨むものとする。また、施設で実施される行事と現地調査との重複を避けるなど、施設管理者や利用者の便宜を尊重し、施設利用に極力支障が及ばないよう短時間での調査実施に努めることとする。

### (2) 基本情報のデータベース化

建物状況調査で収集、整理した情報に加え、既存情報から得られる施設の基本情報の一元化を行う。なお、データベースの構築にあたっては、以下の項目を含むものとし、建物の劣化状況は状況写真等を用いて簡潔に表現すること。

#### 【対象施設に係る基本情報】

- 松戸市が所有する施設管理システムの登録情報（設計図書等の画像データ、CAD データを含む）
- 敷地面積、土地利用規制、設備概要、法適合性（建築基準法、消防法、耐震、バリアフリー関連法）、保全対象部位・機器
- 工事・修繕履歴、建築・機械・電気の各工事、各施設所管課の委託する点検調査結果
- 建築基準法第 12 条による法定点検の結果
- 光熱水費等のランニングコスト情報
- 維持保全費・賃借料等に係る各種契約の相手先、支払金額、使用料等の歳入額

## 4. 成果物

(1) 建物状況調査報告書 2 部

(2) 上記報告書並びに基本情報データベースを収録した電子媒体 2 部

## 5. その他

- 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、本市と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施するものとする。
- 受託者は、業務の実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議または指示を受けること。
- 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- 業務を行う上で知り得た情報は他者に漏らしてはならない。また、業務完了後も引き続き守秘義務を負うものとする。
- 業務の成果物（受託者の知的財産権に該当する部分を除く）は原則として、本市に属するものとし、受託者は成果物を委託業務完了後、本市が利用、改変、編集、再利用などを行うことについては、その利用を認めるものとする。
- 本市は必要に応じて関連資料を受託者に無償貸与するものとする。受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、借用届出期間終了後直ちに返却するものとする。

以上